号

係員氏名

## 認定申請書

(第一面)

建築基準法第 条 記載の事項は、事実に相			忍定を申請し	<b>、ます。こ</b> の	の申請書及び	添付図書に
特定行政庁		様				
					年	月 日
			申請者氏	名		
【1. 申請者】 【イ. 氏名のフリガナ】 【ロ. 氏名】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】						
【2. 設計者】 【イ. 資格】 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】		<ul><li>建築士</li><li>建築士事務所</li></ul>		)登録		号 号
【二. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【へ. 電話番号】		74777		710 J. J. J.	<i>7</i> 10	
※手数料欄						
※受付欄	※決裁欄				※認定番号欄	<b>J</b>
年 月 日					年 月	日

号

係員氏名

【1. 地名地番】								
【2. 住居表示】								
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別】 □都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外								
【4. 防火地域】  □防	火地域 [	]準防火地域	□指定な	L				
【5. その他の区域、地域	、地区又は街区	<b>∡</b> ]						
【6. 道路】 【イ. 幅員】 【ロ. 申請区域と接している部分の長さ】								
【7. 申請区域の面積】 【イ. 申請区域の面積 【ロ. 用途地域等】 【ハ. 建築基準法第5 【ニ. 建築基準法第5	(2)( (52条第1項及C	) (	) (	)( )( )( )( の容積率】 )( )(	) ) )			
【ホ.申請区域の面積の合計】 (1) (2) (2) (2) (2) (2.申請区域に建築可能な延べ面積を申請区域の面積で除した数値】 (1) (5.申請区域に建築可能な建築面積を申請区域の面積で除した数値】 (1) (1) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7								
【8. 建築物の番号】	(	) (	) (	) (	)			
【9. 敷地面積】	(	) (	)(	(合計 )(	)			
【10. 建築面積】 【イ. 建築物全体】 【ロ. 建蔽率の算定の2	( 基礎となる建築	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	)(	(合計 )(	)			
( )( )( )( )( )( )( )( )( )( )( )( )( )(								
【11. 延べ面積】 【イ. 建築物全体】 【ロ. 地階の住宅又は	( は老人ホーム等 <i>(</i>	)( の部分】 )(	)(	(合計 )( )(	)			
【ハ.エレベーターの	)昇降路の部分 (	/ (	) (	) (	)			
【ニ. 共同住宅又は老	そ人ホーム等の (	/ (	/ \	) (	)			
【ホ. 認定機械室等の	)部分】	) (	) (	) (	)			
【へ.自動車車庫等の	)部分】	) (	) (	) (	)			
【ト. 備蓄倉庫の部分 【チ. 蓄電池の設置部 【リ. 自家発電設備の	『分】(	) ( ) (	)(	)(	)			
【ヌ. 貯水槽の設置部 【ル. 宅配ボックスの	=	)(	) ( ) (	)(	)			

【ヲ. その他の不算入部分】	(	)	(	) (	)(	)		
【7. 6%间%分下并入印》	(	)	(	) (	) (	)		
【ワ. 住宅の部分】 【カ. 老人ホーム等の部分】	(	)	(	) (	) (	)		
【3. 延べ面積】	(	)	(	) (	) (	)		
【ヨ. 延へ面積】 【タ. 延べ面積の申請区域の面積に対する割合】								
【12. 用途地域】	(	)	(	) (	) (	)		
【13. 附属自動車車庫の床面積等】 【イ. 建築物に附属する自動車車庫の床面積の合計】								
( )( )( )( )( )( )( )( )( )( )( )( )( )(								
	(	)	(	) (	) (	)		
【14. 建築物の数】 【イ. 申請に係る建築物の 【ロ. 申請区域内の他の建		()						
【15. 建築基準法第 56 条第 7 項の規定による特例】 【イ. 申請区域全体における特例の適用の有無】 □有 □無 【ロ. 適用があるときは、特例の区分】								
□道路高さ制限不適用			さ制限で	「適用	□北側高さ制限	不適用		
【16. 工事着手予定年月日】	年	月	F					
【17. 工事完了予定年月日】	年	月	日					
【18. その他必要な事項】								
【19. 備考】								

【1. 建築物の番号】						
【2. 工事種別等】	□新築□既設	□増築	□改築	□移転	・大規模の修繕	・大規模の模様替
【3. 構造】		<u> </u>	一部		造	
【4. 主要構造部】 □耐火構造(防火 □耐火構造(防火 □建築基準法施行 □準耐火構造 □準耐火構造と同・ □準耐火構造と同・	上及び避難 令第 108 条 等の準耐火	上支障が の4第 性能を	がない主要 1 項第 1 号 有する構造	要構造部を 号イ及びロ 告(ロー1	≥有する場合) 1に掲げる基準に選 」)	<b>百合する構造</b>
【5. 建築基準法第 21 □建築基準法施行 □建築基準法第 21 □建築基準法施行 □建築基準法施行 □その他 □建築基準法第 21	令第 109 条 条第 1 項7 令第 109 条 令第 110 条	の 5 第 こだし書 の 7 第 第 1 号 l	1号に掲げ に該当す 1項第1号 こ掲げる基	げる基準に る建築物 号に掲げる 基準に適合	る基準に適合する構 合する構造	<b>5</b> 造
【6. 防火地域又は準 □耐火建築物 □延焼防止建築物 □準耐火建築物 □準延焼防止建築。 □その他 □建築基準法第61	物			-		
【7. 階数】 【イ. 地階を除く 【ロ. 地階の階数						
【8. 高さ】 【イ. 最高の高さ 【ロ. 最高の軒の						
【9. 用途別床面積】 (用途の 【イ.】( 【ロ.】( 【ハ.】( 【ハ.】( 【ニ.】( 【ホ.】(		) (( ) ( ) ( ) (	具体的な	用途の名	称)(床面積 )( )( )( )( )(	) ) ) ) )
【10. その他必要な事	項】					
【11. 備考】						

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

- 2. 第一面関係
  - ① 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
  - ② 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
  - ③ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別に必要な事項を記入して添えてください。
  - ④ ※印のある欄は記入しないでください。
- 3. 第二面関係
  - ① 住居表示が定まつているときは、2欄に記入してください。
  - ② 3 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、申請区域が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。
  - ③ 4欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、申請区域が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
  - ④ 5欄は、建築物の敷地が存する3欄及び4欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
  - ⑤ 6欄は、申請区域が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて 記入してください。
  - ⑥ 7欄の「イ」(1)は、申請区域が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する申請区域の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合における同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、申請区域のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた申請区域の面積を記入してください。
  - ⑦ 7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した申請区域の面積に対応する申請区域の部分について、それぞれ記入してください。
  - ⑧ 7欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
  - ⑨ 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合に、建築物の敷地が、建築 基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定 が適用される場合においては、7欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づ き定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合 における当該建築物の容積率を記入してください。
  - ⑩ 申請区域内の敷地について、建築基準法第 57 条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7 欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
  - ① 申請区域内の建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合に、建築物の敷地が、建築 基準法第 53 条第2項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項の規定に基 づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
  - ⑫ 8欄から 13 欄までは、申請区域内の敷地ごとに記入してください。
  - ③ 8欄は、申請区域内の建築物ごとに通し番号を付し、9欄の敷地面積に対応する建築物の 番号を記入してください。9欄の敷地面積に対応する建築物が複数ある場合は、該当する 番号を全て記入してください。
  - ④ 10 欄の「ロ」は建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては10欄の「イ」と同じ面積を記入してください。
  - ⑤ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第 68 条の 9 第 1 項の規定に基づく条

例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11 欄の「ロ」に建築 物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、 福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降 路の部分、「二」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共 用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他こ れらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則 第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の 5 各号に掲げる基準に適合するものに限る。) で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上 及び衛生上支障がないと認めるもの、「へ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する 部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池 (床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、 「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在そ の他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をい う。)を設ける部分、「ワ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホー ムその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。 また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入 しない部分を有する場合においては、「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。

- (16) 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11 欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑪ 11 欄の「ヨ」及び「タ」の延べ面積は、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計から 「ロ」に記入した敷地ごとの床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、 福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分 又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若 しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合において は、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途 に供する部分(エレベーター昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホーム その他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面 積の合計の3分の1の面積)の合計、「ハ」から「ホ」までの合計欄に記入した床面積、 「へ」から「ル」までの合計欄に記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)まで に掲げる建築物の部分の区分に応じ、申請区域内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞ れ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、申請区域内の 建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積) 及び「ヲ」の合計欄に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第 52 条第 12 項の規定を適用する場合においては、「タ」の申請区域の面積は、7欄「ホ」(2)による こととします。
  - (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
  - (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
  - (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
  - (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
  - (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
  - (6) 宅配ボックスの設置部分 100 分の1
- ® 12 欄は、9 欄の敷地面積に対応する用途地域を記入してください。ただし、建築物の敷地が2以上の用途地域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。
- ⑩ 15欄の「イ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② 15 欄の「ロ」は、申請区域内における建築物が一の敷地内にあるものとみなされた場合に、建築物に建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない場合においては「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない場合においては「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない場合においては「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② 7 欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」、10 欄の「ハ」並びに 11 欄の「タ」は、百分率を用いてください。

## 4. 第三面関係

- ① この書類は、申請区域内の建築物ごとに作成してください。
- ② この書類に記載する事項のうち、7欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載 する必要はありません。
- ③ 1欄は、第二面の8欄に記入した建築物ごとの通し番号を記入してください。
- ② 2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 4欄は、「耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)」、「耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)」、「建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及び口に掲げる基準に適合する構造」、「準耐

火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロ-1)」(建築基準法施行令第 109 条の 3 第 1 号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロ-2)」(同条第 2 号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合は「その他」に「レ」マークを入れてください。

- ⑥ 5欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックス全でに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合においては、4欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない。
- ⑦ 7 6 欄は、「耐火建築物」、「延焼防止建築物」(建築基準法施行令第 136 条の 2 第 1 号口に掲げる基準に適合する建築物をいう。)、「準耐火建築物」、「準延焼防止建築物」(同条第 2 号口に掲げる基準に適合する建築物をいう。)又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第 61 条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない場合は、「建築基準法第 61 条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 9欄は、別表の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑨ 建築物の2以上の部分が建築基準法施行令第109条の8に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合には、11欄にその旨を記入し、各部分について建築基準法第21条、第27条及び第61条の規定の適用の有無を記入してください。